

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号ア(1)を削り、同号ア(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第二十六条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第二十八条第一項中「以下」を「第三十条及び第三十一条において」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

**第三十三条** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第三十四条** 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。